第六条の表改正前欄の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第七条第二項中「四　特別障害給付金所得状況届」を「四　特別障害給付金所得状況届並びに第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類」に改め、同表改正後欄の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第七条第二項第三号中「イ　特別障害給付金所得状況届並びに第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類」を「イ　特別障害給付金所得状況届」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第十一条、第十五条及び第十六条（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令第三条に係る改正規定を除く。）の規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令（前条ただし書に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第十八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前	改正後
三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名	三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名
四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由	四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由
2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ	2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類	一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類
イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本	イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本
ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類	ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類
二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書	二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書
2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ	2　前項ノ届書ニハ同項第三号ニ掲グル子ノ戸籍ノ抄本及其ノ者ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ其ノ障害ノ状態ニ関スル医師ノ診断書ヲ添付スベシ
三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名	三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名
四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由	四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由
2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ	2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類	一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類
イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本	イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本
ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類	ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類
二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書	二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書
三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名	三　配偶者又ハ子ノ生年月日及氏名
四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由	四　配偶者又ハ子ヲ有スルニ至ッタ年月日及其ノ事由
2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ	2　前項ノ届書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類	一　届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル次ニ掲グル書類
イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本	イ　配偶者又ハ子ト届出者トノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ル市町村長ノ証明書又ハ戸籍ノ抄本
ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類	ロ　配偶者又ハ子ガ届出者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類
二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書	二　子ガ法別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ届書ヲ提出スル日前三月以内ニ作製セラレタル其ノ障害ノ状態ニ関スル医師又ハ歯科医師ノ診断書